

③遺族年金

遺族年金については、当年度の死亡脱退者、待期中死亡者、年金失権者から、それぞれ新規裁定年金の推計を行う。以下では、K：年度、S：被保険者種別、X：死亡者の年齢、T：被保険者期間、V：新規裁定者の年齢、XX：繰上年数（新法老齢年金のみ）として、

変数

RN(K, S, V, 0, 11)	: K 年度末に満 V 歳である K 年度中の新規裁定者数
FN(K, S, V, 0, 11, J)	: K 年度末に満 V 歳である K 年度中の新規裁定者の新規裁定年金額（総額）
Y1(K, S, X, T)	: K-1 年度末に満 X-1 歳である K 年度中の死亡脱退者であって、K 年度末に被保険者期間 T 年である者の数
YE(K, S, X, T)	: K-1 年度末に満 X-1 歳である K 年度中の受給待期者からの死亡者であって、K 年度末に被保険者期間 T 年である者の数
BB(K, S, X, T)	: K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人あたりの報酬年額
Z(K, S, X, T, 0)	: K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの被保険者期間年数(全期間)
W(K, S, X, T, 0)	: K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの報酬累計（平成 14 年度以前の期間）
W(K, S, X, T, 1)	: K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの報酬累計（平成 15 年度以降の期間）
WE(K, S, X, T, 0)	: K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者 1 人当たりの報酬累計（平成 14 年度以前の期間）
WE(K, S, X, T, 1)	: K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者 1 人当たりの報酬累計（平成 15 年度以降の期間）
R(K, S, X, XX, 1)	: K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給者数（新法老齢年金・老齢相当・退職）
R(K, S, X, XX, 3)	: K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給者数（新法老齢年金・通老相当・退職）